# 科学研究費補助金研究成果報告書

平成21年 3月31日現在

研究種目: 基盤研究(B) 研究期間:2007~2008 課題番号: 19330026

研究課題名(和文) 知的財産紛争解決の新しいあり方

ーアジア知的財産判例 D B と模擬裁判を通じて

研究課題名(英文) New Method of Intellectual Property Dispute Solution

- By Asian IP Precedents DB and Moot Court

研究代表者

高林 龍 (TAKABAYASHI, Ryu) 早稲田大学・法務研究科・教授

研究者番号:90277765

#### 研究成果の概要:

本研究プロジェクトは引き続き次の2つを目的として研究してきた。

早稲田大学 21 世紀 COE《企業法制と法創造》総合研究所のプロジェクトで確立したデータベースに、更にインドの判例を追加し、データベースをより総合的なものにすること。 判例データベースや、「東アジアにおける産業財産権関連紛争の裁判上の処理に関する実態調査」報告書を基に、アジア各国の異なる知的財産権エンフォースメントを比較研究し、知的財産権紛争の解決の新しいあり方について模索すること。

上記研究目的を果たすために、平成20年度には次のような研究活動をした。

2008 年 5 月 13 日にインドの判例 88 件が、2009 年 3 月 6 日には 91 件、2009 年 3 月 31 日には 56 件がアジア知的財産判例データベースに追加されて、無料公開されている。

(<a href="http://www.21coe-win-cls.org/rclip/db/search\_form.php">http://www.21coe-win-cls.org/rclip/db/search\_form.php</a>)

また、2007年5月13日には「IPエンフォースメント in India」というタイトルで、デリー高等裁判所判事 Arjan K. Sikri 氏やデリー大学法学部教授 S.K.Verma 氏など、インド知的財産権を代表する有識者を招いて、国際シンポジウムを開催した。

(http://www.21coe-win-cls.org/project/activity.php?gid=10096)

## 交付額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2007年度	6,800,000	2,040,000	8,840,000
2008年度	6,100,000	1,830,000	7,930,000
年度			
年度			
年度			
総計	12,900,000	3,870,000	16,770,000

研究分野:新領域法学

科研費の分科・細目:科学研究費補助金 基盤研究(B)

キーワード:知的財産権、アジア、判例、データベース、紛争解決

### 1.研究開始当初の背景

研究代表者は今まで、国際条約を基礎 に形成され、各国の法規範が一定の普遍 性を有している知的財産法の領域にお いて、研究者や実務者が共通の素材を用 いて、 国際的な知的財産法の発展に資 するための議論を行うことができる手 段を提供するため、アジア各国の知財判 例英訳データ・ベースを構築してきた。 ( http://www.21coe-win-cls.org/rcli p/db/search\_form.php) タイ、中国、台 湾、インドネシア、韓国など、アジア諸 国の知的財産判例について、各国の研究 者や実務者が認める重要判例を収集し、 要約・評釈を加え、それを英語に翻訳し たものを、インターネット上で万人が無 料でアクセス可能なデータ・ベースを構 築したものである。

また、特許庁研究事業『平成17年度 大学における知的財産権研究プロジェクト』では、「東アジアにおける産業財産権関連紛争の裁判上の処理に関する実態調査」を実施し、その結果物をウェブに無料で公開している。(http://www.21coe-win-cls.org/rclip/activity/pdf1.html)

本研究プロジェクトは、上記 DB にインドや韓国の DB を追加することを背景にしている。

## 2.研究の目的

本研究プロジェクトは、次の2点を研究目的としている。 早稲田大学21世紀COE《企業法制と法創造》総合研究所のプロジェクトで確立したデータ・ベースに、更にイン

ド・韓国の判例を追加し、データ・ベースをより総合的なものにする。 判例データ・ベースや、「東アジアにおける産業財産権関連紛争の裁判上の処理に関する実態調査」報告書を基に、アジア各国の異なる知的財産権エンフォースメントを比較研究し、知的財産権紛争の解決の新しいあり方について模索しようというものである。

## 3.研究の方法

その具体的な方法としては、アジア各国 の法律実務家・学者を招聘し、一つの仮想 紛争事例を各国の法律・判例に基づき解決 する国際模擬裁判を開く。このように各国 のエンフォースメントを比較することによ って、異なるシステムを再認識し、より普 遍性を有する紛争解決の新しい運用方法を 模索することができる。そしてこれは新し い法システムを構築することにもなる。 アジアの国の中でも特にインドを中心に進 めていく。研究代表者及び連携研究者 竹中 俊子教授(早稲田大学・法務研究科) 谷達紀教授(早稲田大学・法学学術院) 張睿暎助手(早稲田大学・法学学術院)は共 に、21 世紀 COE プログラムにおける判例デー タ・ベースの構築に寄与しているため、各国 の研究運営を割当て、分担する。また、留学 生(中国、韓国等)を含む大学院法学学術院 博士後期課程の数名(5 名程度)もこの計画 に参加する。役割分担は、インドについては、 既に 19 年度から研究機関、研究者等とのネ ットワークの構築が始まった。研究分担者 (竹中、張)がチームを組んで、インドの判 例DBの構築を進めていく。なお、中国、台

湾、韓国に関してはすでに判例構築のシステムが出来上がっているので、既存のネットワークを利用して随時追加する予定である。

#### 4.研究成果

## (1) 平成 19 年度の研究活動

このような研究目的を果たすために、 平成 19 年度には次のような研究活動を した。1)2007年11月24日に早稲田大 学国際会議場井深ホールで、アジア各国 (中国・韓国・タイ・インドネシア・日 本・ベトナム・台湾)の裁判官や弁護士 を招聘し、知的財産権の仮想紛争事例を 各国の法律・判例に基づき解決する国際 模擬裁判を開催した。各国のエンフォー スメントを比較することによって、異な るシステムを再認識し、より普遍性を有 する紛争解決の新しい運用方法を模索 することができた。この国際シンポジウ ムの模様は早稲田大学 21 世紀COE研 究所の紀要14号に詳しく掲載している。 2)また、判例データベースの構築のた めに、インドを訪問し、デリー大学の教 授、デリ 高等裁判所の裁判官、弁護士 らに会って、インドの最新の知的財産事 情を伺い、DB構築のためのネットワー クを構築してきた。 研究出張の1次的 成果として、2007年3月28日にインド の判例 89 件が、アジア知的財産判例デ ータベースに追加されて、無料公開され ている。

( http://www.21coe-win-cls.org/rc lip/db/search\_form.php)

## (2) 平成20年度の研究活動

上記研究目的を果たすために、平成 20 年度には次のような研究活動をした。 2008 年 5 月 13 日にインドの判例 88 件が、2009 年 3 月 6 日には 91 件、2009 年 3 月 31 日には 56 件がアジア知的財産 判例データベースに追加されて、無料公 開されている。

# ( http://www.21coe-win-cls.org/rc lip/db/search\_form.php)

また、2007年5月13日には「IPエンフォースメント in India」というタイトルで、デリー高等裁判所判事 Arjan K. Sikri 氏やデリー大学法学部教授 S.K. Verma 氏など、インド知的財産権を代表する有識者を招いて、国際シンポジウムを開催した。

( http://www.21coe-win-cls.org/pr oject/activity.php?gid=10096)

### 5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

### [雑誌論文](計 13件)

- 1.権利行使阻止の抗弁の要件事実、<u>高林</u> <u>龍、</u>日本弁理士会中央知的財産研究所研究報 告 23,1-12、 2008年 12月
- 2.「放送コンテンツの転送をめぐるシステム提供者等の著作権法上の責任」ジョナサン・グリフィス, <u>高林龍</u>ほか、別冊NBL 知財年報 IP Annual Report 2008/商事法務123,309-336、2008年12月
- 3.特許発明の技術的範囲、<u>高林 龍、</u>「知的財産関係訴訟」/青林書院 巻/号,頁 3/,78-90、2008年5月
- 4. 知的財産法判例の学び方、<u>高林 龍、</u>法 学セミナー増刊「速報判例解説」/日本評論 社 巻/号,頁 /2,266-266、 2008 年 4 月
- 5. 知的財産法制研究センターの5年間の活

動を振り返って、<u>高林 龍、</u>季刊「企業と法 創造」/《企業法制と法創造》総合研究所 巻 /号,頁 14/,1-1、 2008 年 3 月

- 6.特許権の保護すべき本質的部分、<u>高林龍、</u>早稲田大学 21 世紀 C O E 叢書「企業社会の変容と法創造」/日本評論社 巻/号,頁7/,47-63、2008年3月
- 7.知的財産法制の再構築、<u>高林 龍、</u>早稲田大学 21 世紀 C O E 叢書「企業社会の変容と法創造」/日本評論社 巻/号,頁 7/,1-5、2008 年 3 月
- 8.特許法の要件事実論からの分析 権利取得原因と技術的範囲の属否を中心に 、高林龍、法曹時報/法曹会 巻/号,頁 59/11,1-31、2007年 11月
- 9. 出願人名義変更手続に関する救済手段、 高林 龍、別冊ジュリスト「商標・意匠・不 正競争防止法判例百選」/有斐閣 巻/号,頁 /188,42-43、2007 年 11 月
- 10. ランダル・レーダー・<u>高林龍</u>ほか「知財セミナー知的財産権の国際的行使に関する現代的課題」別冊NBL・知財年報 IP Annual Report 2007/商事法務 巻/号,頁/120,317-336、2007年 11月
- 1 1.権利者と利用者双方が満足できる知的 財産権の保護と尊重、<u>高林 龍、</u>/早稲田大 学 巻/号,頁/74,102-103、2007年10月
- 1 2 . 知的財産判例の重要性、<u>高林 龍、</u> Lexis企業法務/LexisNexis 巻/号,頁 /9,1 、 2007 年 9 月
- 13.シンポジウム「知的財産保護の到達点-保護強化の明と暗-」の掲載にあたって、<u>高</u>林 龍、ジュリスト/有斐閣 巻/号,頁/1339,115、2007年7月

[図書](計 2件)

- 1 . 標準特許法(第 3 版、、) <u>高林 龍、</u>有斐 閣 2008 年 12 月
- 2.ケースブック知的財産法(第2版) <u>高</u>林 龍、弘文堂 2008年4月
- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

高林 龍 (TAKABAYASHI RYU) 早稲田大学・法務研究科・教授

研究者番号:90277765

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

竹中 俊子 (TAKENAKA TOSHIKO)

早稲田大学・法務研究科・客員教授

研究者番号:30386693

渋谷 達紀 (SHIBUYA TATSUKI)

早稲田大学・法学学術院・教授

研究者番号:60083309

張 睿暎 (CHANG YE YOUNG)

早稲田大学・法学学術院・助手

研究者番号:80434231